

農林水産副大臣

谷合 正明 様

要 望 書

平成29年11月15日

南相馬市長 桜井 勝延

南相馬市では、昨年7月12日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域に出されていた避難指示の解除以降、着実に住民の帰還が進み、2千名を超える方々がふるさとでの生活を再開しておりますが、いまだ8千名弱の方が市外での避難生活を余儀なくされています。

このような中、本市の基幹産業である農業分野においては、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、営農活動は未だ停滞しており、米の作付については、震災前は約5,030ha作付されましたが、震災後は約2,200haと4割程度に留まっています。農業者の生産意欲を向上させ、営農再開を促進していくためには、転作作物の生産振興や放射性物質の吸収抑制対策、計画的な大区画ほ場整備事業に併せた担い手農家への農地利用集積や農業用機械施設の導入による低コスト化等を図っていく必要があります。

このことから、地域農業の再興を図り、農業の現場を元気にするため、下記の項目について実現されますよう、要望いたします。

記

1．水田活用の直接支払交付金の継続、拡充について

平成29年度をもって国による生産数量目標の配分が廃止され、平成30年度から地域の裁量により主食用米を生産できるようになったが、米価の維持による農業者の生産意欲向上のためには水田活用による転作作物の生産振興が肝要であることから、戦略作物助成（飼料用米等への支援）及び産地交付金の継続、拡充をすること。

2．福島県営農再開支援事業の事業実施期間の延長

当該事業の事業実施期間は平成30年度までとされているが、営農再開に向けては放射性物質の吸収抑制対策や交差汚染防止対策、追加的代かきへの支援等が必要であることから、事業実施期間を延長すること。

3．福島再生加速化交付金事業の事業実施期間の延長

当該事業の事業実施期間は平成32年度までとされているが、旧避難指

示区域内の津波被災地域におけるほ場整備事業の計画が未策定であり、事業の終期が見通せない状況であることに加え、市内の地域農業の再生の進捗に伴い農業用機械施設の導入が必要であることから、事業実施期間を延長すること。